

長久手市児童遊園等愛護会報償金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が管理する児童遊園等の除草、清掃等の維持管理業務（以下「愛護会活動」という。）を自発的に行う団体（以下「愛護会」という。）に対し報償金を交付することにより児童遊園等の管理の円滑化と併せて地域住民の児童遊園等に対する愛護意識の高揚及び地域住民のコミュニティーの形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「児童遊園等」とは、市が管理する児童遊園、ちびっこ広場、赤い羽根広場及び遊園地をいう。

2 この要綱において「愛護会活動」とは、次の各号に掲げる活動をいう。

- (1) 児童遊園等の除草及び清掃の実施
- (2) 児童遊園等の点検及びこれに伴う連絡
- (3) 児童遊園等の花壇等の手入れ及び樹木の保護育成
- (4) 児童遊園等利用の促進
- (5) 児童遊園等の施設の愛護思想の普及
- (6) その他目的達成のために必要な活動

3 この要綱において「愛護会」とは、児童遊園等の周辺自治会、町内会、子ども会、老人クラブ等の団体で構成されるものであって、前条の目的を達成するために愛護会活動を行うものをいう。

(愛護会の申請及び承認)

第3条 愛護会を設立しようとするものは、児童遊園等愛護会設立申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の児童遊園等愛護会設立申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、児童遊園等愛護会設立承認書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(愛護会の名称等)

第4条 愛護会の名称には、愛護会活動の対象となる児童遊園等の名称を用いるものとし、1児童遊園等1愛護会とする。

(報償金の額)

第5条 報償金は、次の各号により算出した合計額とする。ただし、50,000

円を限度とする。

(1) 均等割 1公園につき10,000円

(2) 面積割 1平方メートルにつき10円

(愛護会活動の計画等)

第6条 愛護会は、次の区分による時期毎に児童遊園等愛護会活動計画書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

区 分	上 期	4月1日から9月30日まで
	下 期	10月1日から3月31日まで

2 前項に規定する表の区分の期間の途中において児童遊園等愛護会を設立した場合は、前項に規定する表の当該区分の期間における計画書を市長に提出するものとする。

(愛護会活動の実績報告)

第7条 愛護会は、前条に規定する各期末毎に児童遊園等愛護会活動実績報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(報償金の請求及び交付)

第8条 愛護会は、報償金の交付を受けようとするときは請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は前項の請求書の提出があったときは、前条の規定により提出された児童遊園等愛護会活動実績報告書に基づき、第6条に規定する各期末後30日以内に報償金を交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、当該期末前においても愛護会活動の実績を勘案して交付することができる。

(愛護会の解散)

第9条 愛護会を解散しようとするときは、児童遊園等愛護会解散届(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(愛護運営活動)

第10条 希望する愛護会は、第2条第2項の「愛護会活動」以外に、次の各号に掲げる「愛護運営活動」を行うことができる。

(1) 花壇の設置

(2) 児童遊園等の活性化・地域交流を目的としたイベント

(3) 中低木の管理

(4) 草刈り

- (5) その他児童遊園等施設の改善のために必要な活動
(愛護運営活動に対する支援)

第11条 前条に定める活動に対しては、報奨金は発生しないものとする。ただし、活動に応じて、愛護会は次の各号の支援を市から受けることができる。

- (1) 花壇の土等の一部支援
- (2) 真菜の種の配布、収穫
- (3) イベント等の広報
- (4) 草刈機の貸出し
- (5) その他市長が必要と認めたもの
(愛護運営活動の申請書)

第12条 第10条に定める活動を行う場合は、児童遊園等愛護運営活動申請書(様式第7号)を市長に提出するものとする。
(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。